



トピックス P2 みんなで見守り! 高齢者や障害者の見守り事例

発行/富山県生活環境文化部県民生活課・富山県消費生活センター http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1711/index.html

「洋服等の不用品を買い取る」と電話があり、訪問してきた業者から「貴金属はないか」と聞かれて指輪などを売ってしまった。クーリング・オフできるでしょうか…。

相

談

「洋服等の不用品を買い取る」との電話の後に業者が訪問してきたが、洋服には目もくれず「貴金属はないか」としつこく聞くので、指輪などの貴金属を出した。安い価格で買い取られ代金を受け取ったが、あとから考えると業者の目的は貴金属の買い取りだと思った。クーリング・オフし、返品してもらいたいのですが…。

回

答

この相談のように、はじめに衣類などを買い取るとの電話勧誘があり、承諾すると、訪問してきた業者に貴金属等を強引に買い取られる「訪問購入」に関する相談が寄せられています。

○「訪問購入」はクーリング・オフが適用され、法律で定められた書面を受け取った日を含めて8日以内であれば無条件で契約解除ができます。相談者には制度を説明し、クーリング・オフ期間内に解除通知書を出して貴金属の返品を求め、代金は業者に返金するよう助言しました。

(※)クーリング・オフ期間中は、現品の引き渡しを拒むことができます。なお、次の物品*及び消費者が自ら自宅での

契約締結等を請求した場合などの一部の取引形態は、クーリング・オフの対象とはならない場合があります。
*自動車(2輪のものを除く。)、家具、家電(携行が容易なものを除く。)、本、CDやDVD、ゲームソフト類、有価証券

○トラブルに巻き込まれないためには、「不用品を買い取る」といったセールストークに惑わされず、売りたいときはきっぱりと断りましょう。

○万一トラブルにあったら、一人で悩まないで、早めに市町村相談窓口や、県消費生活センターにご相談ください。(消費者ホットライン「188」へ)



注意喚起! 石油ふろがまや屋内式ガスふろがま等の長期使用による火災に注意!

～「長期使用製品安全点検制度」による登録・点検をしましょう～

NITE(独立行政法人製品評価技術基盤機構)に通知された製品事故情報では、石油ふろがまや屋内式ガスふろがま等の特定保守製品の事故が平成23年度から平成27年度までの5年間に834件ありました。このうち使用期間が判明したものは767件で、うち499件が、10年以上使用した製品で起こっています。また、事故の被害状況は、死亡5件、軽傷21件等で、499件のうち294件は、火災を伴う事故となっています。

「長期使用製品安全点検制度」(平成21年4月に施行)は、所有者による保守点検が困難で、経年劣化による事故が発生するおそれの高い特定保守製品9品目について、所有者が製造・輸入事業者へ所有者情報の登録を行い、必要な時期に有償点検を受ける制度です。

- 特定保守製品9品目一覧
石油ふろがま、石油給湯機、密閉燃焼式石油温風暖房機、屋内式ガスふろがま(都市ガス、LPガス)、
屋内式ガス瞬間湯沸器(都市ガス、LPガス)、ビルトイン式電気食器洗機、浴室用電気乾燥機

事故の未然防止のため、一般家庭の方だけでなく、マンション・アパートを管理されている方々も、特定保守製品を購入した際は、所有者情報の登録を行きましょう。制度開始以前に製造・輸入された製品をお持ちの場合も、点検を受けましょう。点検を行うことで、事故を未然に防止することができます。

《主な事故事例》

- 石油給湯器付きふろがまの長期使用(使用期間約31年)により、灯油配管接続部のねじが緩み、機器内部に灯油が漏れ、ふろがまバーナーの逆火により、漏れた灯油に引火し、建物を全焼する火災が発生した。
- ビルトイン式電気食器洗機のドアを繰り返し開閉した(使用期間約20年)ことで、ドア下部の内部配線に半断線が生じ、ショートして火災が発生した。

詳しくは、独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE)のホームページをご覧ください。
<http://www.nite.go.jp/data/000082406.pdf>



「富山県消費者教育推進計画（平成26年12月策定）」では、官民挙げて高齢者を見守る体制を強化していくこととしており、順次、見守り事例を紹介しています。地域で高齢者等の皆さんを見守る安全なまちづくりを推進していきましょう。

●みんなで見守り！ 高齢者や障害者の見守り事例●

「必ずもうかる話があるからもう生活は安心だ」 という話を聞いて…

【利殖商法】



〈民生委員さんの見守り〉

私は最近の消費者トラブルについて紹介しているチラシを持って、担当しているCさんの家に行きました。世間話をしていると、Cさんが「これでもう今後の生活は安心だ」と言いました。私はCさんが突然こんなことを言ったのを不審に思い、詳しく話を聞いてみると、業者から「必ずもうかる投資ファンドがある。出資しないか」と勧誘されたとのことでした。

私は、必ずもうかると言い切る話はあやしいと思い、「最近投資ファンドのトラブルが多いですよ」と、Cさんに投資ファンドに関するトラブルについて書かれたチラシを渡しながらかお話をしました。しかし、Cさんは「今注目されている分野みただし、私のは心配ないよ」と言い、契約を考えておられるようでした。

私は、少しでも不安なことがあれば、すぐに消費生活相談窓口にご相談するよう勧めることにしました。

これは「利殖商法」と呼ばれる手口です！

「必ずもうかる」「値上がり確実」など、もうかることを必要以上に強調し、リスクについて十分な説明をしないまま、権利の購入や投資などの勧誘をします。未公開株や社債の購入、先物取引など高額な契約を持ちかけるケースもあり、退職金や老後の資金をすべてつぎ込んでしまう人もいます。

見守りポイント

- 部屋に投資のパンフレットなどが置かれていないか確認しましょう。
- 「老後の不安が消えた」「お金の心配が無くなった」などの発言に気をつけましょう。
- 手口が巧妙化しており、ご本人がだまされていることに気づいていなかったり、また、ご本人がだまされていることを認めたくないケースもあります。その場合は、ご本人のプライドを傷つけないようにさりげなく話を聞いてみましょう。

対処方法

- 世の中に「必ずもうかる」「値上がり確実」などのうまい話はありません。仕組みが十分に理解できない投資などには、手を出さないよう伝えましょう。
- 日頃から最新の被害情報にアンテナを張り、訪問時の話題にしてみてください。周囲の人からの声かけで被害に気づく場合があります。
- 過去に、利殖商法の被害にあったことがある人は、二次被害にあう可能性が高いため、特に見守りが必要です。

～「高齢者や障害者の消費生活見守りハンドブック」（H26.10月富山県作成）より～

富山県消費生活審議会委員の公募について

県の行う消費者施策をより良いものにするため、県の消費者行政についてご意見をいただく「富山県消費生活審議会」の委員を次のとおり募集しています。

ご応募にあたっては、応募申込書及びレポートの提出をお願いします。詳しくは、富山県のホームページ (http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1711/index.html) をご覧ください。

募集人数 1名

任期 平成29年2月17日から平成31年2月16日まで（2年間）

受付期間 平成28年11月21日（月）から12月16日（金）まで

お問合せ先：県庁県民生活課 電話 076-444-3129

食品ロス削減のために、 できることから始めよう

宴会編

食品ロスとは、まだ食べられるのに廃棄される食品のこと。日本では年間642万トン（※）、一人当たりで換算すると“お茶碗約1杯分(136g)の食べ物”が毎日捨てられていることとなります。

一人一人が「もったいない」を意識して、日頃の生活を見直すことが大切です。

※農林水産省及び環境省「平成24年度推計」より

宴会の食べ残し量は、ランチ・定食の5倍！（平成21年度農林水産省「食品ロス統計調査」より）
食べ残しを減らすため、“食べきりミッション”始めよう。

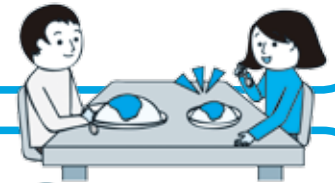
ミッション① 宴会前

参加者の好みや食べ切れる量をチェック

▶店やメニュー選びに活用する

食べ切れる量のメニューをチョイス

▶ハーフサイズ、少量コースなど、料理の量を選ぶ



ミッション② 宴会中

コース料理提供時の例：キーワードは さんまる いちまる **30・10**



味わいタイム

- ▶乾杯後30分間は料理を楽しむ
- ▶料理はできたてを味わう

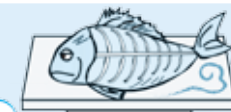


いただきます!!



楽しみタイム

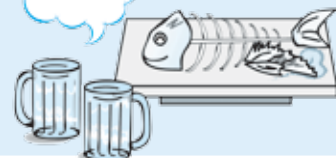
- ▶全員で親睦を深める
- ▶料理のことも忘れない



食べ切りタイム

- ▶お開き前の10分間はもう一度料理を楽しむ
- ▶幹事は「食べ切り」を呼び掛ける
- ▶大皿料理の残りは小分けにして食べやすくする

ごちそうさま!!



ミッション③ お開き時

おいしい料理とお店に感謝した後、
食べ切った仲間とハイタッチ

ミッション
完了!



地球にもやさしい「食べ切りミッション」の実践をお願いします。

詳しくは、消費者庁HPをご覧ください。 http://www.caa.go.jp/adjustments/index_9.html

各種消費生活出前講座をご利用ください！



県では、複雑化・多様化する消費者トラブルを未然に防止するため、トラブルの事例や対処法について楽しく学べる各種出前講座を実施しています。各年代に応じた内容の講座を設定していますので、目的にあわせてぜひご利用ください！

講座名	対象	講師
消費生活出前講座	一般 ・年齢や所属は問いません ・企業研修としてもご利用いただいています	富山県消費生活推進リーダー ※1
悪質商法撃退教室	高齢者 ・老人クラブや自治会など	富山県消費生活推進リーダー ※1
◎中学生を対象とした消費生活講座	中学生 ※2	消費生活相談員等
◎高校生等を対象とした消費生活講座	高校生 ※2	弁護士（富山県弁護士会所属）
◎大学生等を対象とした消費生活講座	大学生等 ・大学、短期大学、専門学校等	弁護士（富山県弁護士会所属）

◎ … 学校からのお申込みのみとさせていただきます。

※1 消費生活に関する専門知識を持ち、県からの委嘱を受けて出前講座の講師として活動する皆さんです。

※2 学年単位での申込みを原則としますが、学級単位を希望される場合はご相談ください。

◆講座の内容

- ・悪質商法の事例や対処法
 - ・各年代に多い消費者トラブル
 - ・製品事故にあわないために
 - ・高齢者や障がい者を見守るために
- 内容については、ご相談ください。

◆費用

- ・講師派遣にかかる費用は無料です。
- ・会場設営やその他主催者が必要とする費用については、ご負担願います。

◆お申込み・お問合せ 富山県消費生活センター TEL 076-432-2949

消費生活に関するご相談は、市町村相談窓口、県消費生活センターへ

富山市消費生活センター（CiCビル内）

…………… ☎076-443-2047

高岡市消費生活センター …… ☎0766-20-1522

魚津市 市民課 …………… ☎0765-23-1003

氷見市 市民課 …………… ☎0766-74-8010

滑川市 生活環境課 …………… ☎076-475-2111（内334）

黒部市消費生活センター …… ☎0765-54-3198

砺波市消費生活センター …… ☎0763-33-1153

小矢部市 生活協働課 …………… ☎0766-67-1760（内735）

南砺市消費生活センター（井波庁舎）… ☎0763-23-2035

射水市消費生活センター………… ☎0766-52-7974

舟橋村 総務課 …………… ☎076-464-1121（内49）

上市町 町民課 …………… ☎076-472-1111（内103）

立山町 住民課 …………… ☎076-462-9915

入善町 住民環境課 …………… ☎0765-72-1100（内134）

朝日町 住民・子ども課 …………… ☎0765-83-1100（内134）

◆消費者ホットライン ☎188（いやや！） ※一部のIP電話、プリペイド式携帯電話からはご利用できません。

富山県ホームページ「消費者の安全・安心コーナー」URL http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1711/kj00016052.html

◆富山県消費生活センター

富山市湊入船町6番7号（富山県民共生センター内）

消費生活相談 ☎076-432-9233

消費者金融・多重債務相談 ☎076-433-3252

FAX076-431-2631

URL <http://www.pref.toyama.jp/branches/1731/1731.htm>

【開所時間】

午前8時30分～午後5時（土・日曜、祝日、年末年始を除く）

毎週火曜日は午前8時30分～午後8時（休日、年末年始を除く）

◆富山県消費生活センター高岡支所

高岡市赤祖父211（高岡総合庁舎5階）

消費生活相談、消費者金融・多重債務相談

☎0766-25-2777 FAX0766-25-2890

【開所時間】

午前8時30分～午後5時（土・日曜、祝日、年末年始を除く）

◆富山県消費者協会（富山県民共生センター内）

※土曜日・日曜日に消費生活に関する相談を受けています。

☎076-432-5690 午前9時～午後4時